目 次

告 示

○指定管理者の指定 (三件)

○指定管理者の指定

○指定管理者の指定

○指定管理者の指定

○指定管理者の指定

○指定管理者の指定

○指定管理者の指定 (四件) ○指定管理者の指定

○指定管理者の指定(三件)

告

示

○宮城県告示第三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、 次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

 \equiv

公の施設の名称

宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター

指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人宮城県伊豆沼·内沼環境保全財団

栗原市若柳字上畑岡敷味十七番地の

(1)

行

三

指定の期間

○宮城県告示第三十一号

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

地方自治法(昭和二十二

一年法律第六十七号) 第二

二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

宮城県(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

発

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

宮城県民会館

ページ

公の施設の名称

1 名称 指定した団体の名称等

宮城県民会館管理運営共同企業体

(消費生活・文化課)

自然保護課

(障害福祉課)

構成員の名称及び所在地

2

公益財団法人宮城県文化振興財団

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号宮城県民会館内

株式会社東北共立 仙台市太白区八本松二丁目十番十一号

(海外ビジネス支援室)

観

光

課

畜

産

課

陽光ビルサービス株式会社 仙台市青葉区上杉二丁目三番七号

三 指定期間

(水産業基盤整備課)

 \equiv

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十二号

下 港

水道

課 課

湾

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

公の施設の名称

宮城県障害者福祉センター

指定した団体の名称及び所在地 社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会

仙台市宮城野区幸町四丁目六番

三

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十三号

宮 城 県 公 報 号外第2号 平成26年1月17日 金曜日 (2)__ Ξ \equiv 指定管理者を指定した。 〇宮城県告示第三十五号 指定管理者を指定した。 ○宮城県告示第三十四号 指定管理者を指定した。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり 地方自治法 指定期間 公の施設の名称 指定した団体の名称及び所在地 指定期間 指定した団体の名称及び所在地 指定した団体の名称及び所在地 公の施設の名称 平成二十六年一月十七日 公の施設の名称 平成二十六年一月十七日 平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号宮城県障害者福祉センター内 公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会 宮城県視覚障害者情報センター 平成二十六年一月十七日 平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号 社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会 宮城県障害者総合体育センター 宮城県御崎野営場 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり 宮城県知事 宮城県知事 宮城県知事 村 村 村 井 井 井 嘉 嘉 嘉 浩 浩 浩 指定管理者を指定した。 \equiv 三 ○宮城県告示第三十六号 ○宮城県告示第三十七号 指定管理者を指定した。 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり 指定した団体の名称及び所在地 公の施設の名称 指定期間 指定した団体の名称等 公の施設の名称 平成二十六年一月十七日 指定期間 平成二十六年一月十七日 平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 北日本ビル清掃株式会社 公益社団法人みやぎ農業振興公社 宮城県岩出山牧場 気仙沼市松川前百十八番地 みやぎ産業交流センター 名称 構成員の名称及び所在地 夢メッセみやぎ管理運営共同事業体 東北放送株式会社 株式会社仙台放送 仙台市青葉区上杉五丁目八番三十三号 株式会社河北新報社 仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号 同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号仙台第一生命タワービルディング 一般財団法人みやぎ産業交流センター 仙台市宮城野区港三丁目一番七号 仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号 宮城県知事 宮城県知事 村 村 井 井 嘉 嘉 浩 浩

(3)) 平成26年1月17日 金曜日								宮		城	战 県 公 報							号外第2号											
平成二十六年一月十七日	指定管理者を指定した。	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり	○宮城県告示第四十号	平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	三 指定期間	石巻市開成一番二十七	宮城県漁業協同組合	二 指定した団体の名称及び所在地	日門漁港の指定施設	一 公の施設の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十六年一月十七日	指定管理者を指定した。	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり	○宮城県告示第三十九号	平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	三 指定期間	石巻市開成一番二十七	宮城県漁業協同組合	二 指定した団体の名称及び所在地	松岩漁港の指定施設(尾崎A防波堤横泊地①及び尾崎A防波堤横泊地②)	一 公の施設の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十六年一月十七日	指定管理者を指定した。	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり	○宮城県告示第三十八号	平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	三 指定期間	仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号
2 構成員の名称及び所在地	みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体	1 名称	二 指定した団体の名称等	仙塩流域下水道	一 公の施設の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十六年一月十七日	指定管理者を指定した。	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり	○宮城県告示第四十二号	平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	三 指定期間	仙台市青葉区一番町三丁目六番一号	株式会社東北ダイケン	二 指定した団体の名称及び所在地	仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設(中央公園及びリバーウォーク)	一 公の施設の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十六年一月十七日	指定管理者を指定した。	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり	○宮城県告示第四十一号	平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	三 指定期間	石巻市開成一番二十七	宮城県漁業協同組合	二 指定した団体の名称及び所在地	塩釜漁港の指定施設(越の浦泊地)	一 公の施設の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社ウォーターエージェンシー 東京都新宿区東五軒町三番二十五号 般財団法人宮城県下水道公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

 \equiv

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

阿武隈川下流流域下水道

公の施設の名称

指定した団体の名称及び所在地

水ing株式会社

東京都港区港南一丁目七番十八号

○宮城県告示第四十四号

指定期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

公の施設の名称

鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道

二 指定した団体の名称等

1

みやぎ流域下水道施設管理運営共同事業体

構成員の名称及び所在地

2

般財団法人宮城県下水道公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

株式会社ウォーターエージェンシー

東京都新宿区東五軒町三番二十五号

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十六年一月十七日

公の施設の名称

北上川下流流域下水道、迫川流域下水道及び北上川下流東部流域下水道

宮城県知事

村

井

嘉

浩

指定した団体の名称及び所在地

石巻環境サービス株式会社

指定期間 石巻市鋳銭場五番二十一号

 \equiv

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで